

釧路地方裁判所平成23年(ワ)第112号 損害賠償請求事件

文書提出命令申立書

原告 木村富士子

被告 北海道

平成23年5月29日

釧路地方裁判所民事部 御中

記

原告は原告主張事実立証ため、民事訴訟法第220条の規定により、文書の所持人である北海道警察監察室に対し、次の通り当該文書(写真)の提出を求めるべく申立いたします。

一 文書の表示

被告が乙4の3号証及び乙4の4号証として提出した写真の原版(プリント写真)

二 文書の趣旨

被告が乙4の3号証及び乙4の4号証作成のため、写し(コピー)の原版としたプリント写真

三 文書の所持者

被告=北海道警察監察室

四 証明すべき事実

乙4の3号証及び乙4の4号証が、色相を操作することにより、その意味内容を偽った事実

五 文書の提出義務の原因

当該文書は被告が乙号証として提出したもので、民事訴訟法第220条一号の引用文書に該当する。

★民事訴訟法第220条(文書提出義務)

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。

二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。

三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

ハ 第九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書(国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。)

ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

きむらふじこ

以上原告 木村富士子